

特定非営利活動法人あざみ会居宅介護支援重要事項説明書

この重要事項説明書は、あざみ会の居宅介護支援サービス（ケアプラン作成）を依頼される皆様に、安心してご利用頂けるよう、事前に説明するものです。以下の説明以外でのご不明な点がありましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

説明内容

1. 特定非営利活動法人あざみ会の概要
2. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ
3. 事業の目的及び運営方針
4. 提供するサービス内容
5. 守秘義務
6. 利用料金
7. サービスをご利用のために
8. 相談・苦情窓口

1. 特定非営利活動法人あざみ会居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	特定非営利活動法人あざみ会
所在地	栃木県宇都宮市川俣町6-1-3
介護保険指定番号	居宅介護支援事業者（栃木県 0970102323）
サービスを 提供する地域	宇都宮市 *上記の地域以外の方でもご希望の方はご提供します。

(2) 当事業所の概要

名称	特定非営利活動法人あざみ会
所在地	栃木県宇都宮市川俣町6-1-3
法人種別	特定非営利活動法人
代表者	理事 松本好弘

(3) 当事業所の職員体制

管理者	1名（介護支援専門員と通所介護事業所デイサービスセンターあざみ施設長と兼務）
介護支援専門員	2名以上（通所介護事業所デイサービスセンターあざみと兼務）

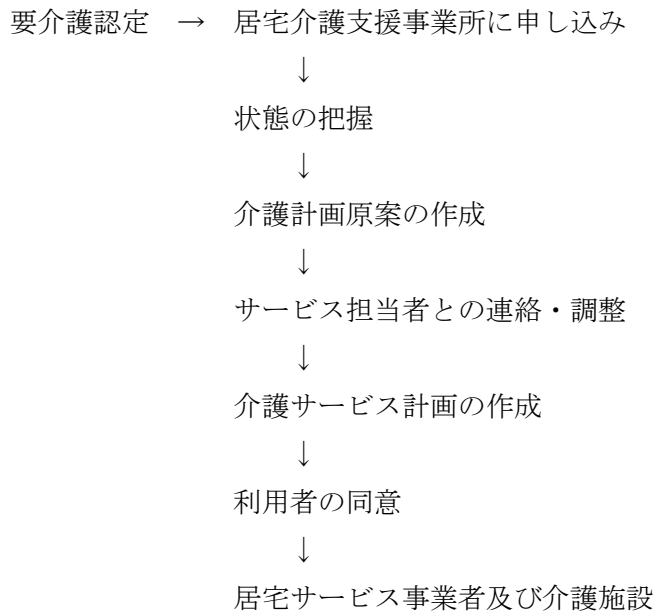
(4) 営業時間

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時
(但し、12月29日～1月3日を除く)

*上記以外でも緊急等の際は相談に応じます。

当事業所電話番号	028-663-7500
24時間対応ファックス番号	028-663-7503

2. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ



3. 事業の目的及び運営方針

- 事業の目的 ー 特定非営利活動法人あざみ会は、指定居宅介護支援事業を適正に運用すると共に、当事業所の介護支援専門員は要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供します。
- 運営の方針 ー 当事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して、居宅介護サービス計画を作成し、その計画に基づく介護サービスが適正且つ円滑に提供されるように支援します。

4. 公正中立なケアマネジメントの確保

- (1) 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。
- (2) 利用者やその家族は、居宅サービス計画に位置づけたサービス事業所の選定理由の説明を求める事ができます。
- (3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。
(別紙：前6か月に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合)

5. 提供するサービスの内容

(1) 居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整

ご利用者と共に、必要な援助を考え、サービス担当者会議などを開催し、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整をします。更に、定期的に介護支援専門員がご利用者のお宅に訪問して、サービス内容が適切かどうかをお伺い致します。

(2) 給付管理

介護保険を使って受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。

(3) お客様からの相談

介護保険や介護に関することなら、何でもご相談を受けます。

6. 守秘義務

当事業所がサービスを提供する際に、ご利用者やご家族に関して知りえた情報について、サービスを提供するために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に係って、ご利用者の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ同意をいただきます。

7. 利用料金

(1) 利用料金

ご利用者のご負担はありません。

(2) 交通費

宇都宮市にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費が必要となります。

当事業所から片道おおむね10km未満	500円
当事業所から片道おおむね10km以上	1000円

(3) 解約料

ご利用者は契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

8. サービスをご利用のために

(1) 調査（課題把握）の方法

事業所の独自方法にて実施しております。

(2) 契約の終了

次の場合には自動的に契約は終了します。

- ①利用者が介護保険施設に入所した場合
- ②ご利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合

(3) 損害賠償

ご利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、当事業所はご利用者に賠償を致します。

9. 相談・苦情窓口

次のことについて、ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口または、下記介護保険関連窓口まで遠慮なくお申し出下さい。

- ① 当事業所が提供するサービスについて
- ② 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて
- ③ その他介護に関することについて

当事業所相談窓口（月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時）

電話番号	028-663-7500
24時間対応ファックス番号	028-663-7503
緊急時対応携帯電話	080-5407-7520

介護保険関連窓口

宇都宮市役所介護保険課	028-632-8989
栃木県介護保険審査会	028-623-3148
栃木県国民健康保険団体連合会	028-643-2220

9. 緊急時の対応

介護支援専門員は、利用者宅を訪問していた際に、病状の急変やその他緊急事態が生じた時は、速やかに対応します。

※緊急時の対応の流れ

